



様式第6号（第19条第1項関係）

指定処理施設等施設設置許可証

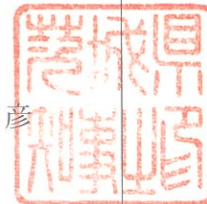
令和8年2月27日

住所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2

氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号）第12条第1項の許可を受けた指定処理施設等であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



| | | | |
|--------------------------|--|------|----------|
| 許可の年月日 | 令和8年2月27日 | 許可番号 | 1-1-0525 |
| 施設の種類 | 指定処理施設（選別施設） | | |
| 処理する産業廃棄物の種類 | 木くず、廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、紙くず、繊維くず | | |
| 設置の場所 | 茨城県ひたちなか市大字高野字大房地1967番1 外9筆 | | |
| 処理能力 | 72.56 t / 日（8時間） | | |
| 許可の条件 | 無 | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 有 ・ ④無 | | |
| 留意事項 | 1 施設の設置に当たっては、各種関係法令を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |